

看護職員確保対策事業等実施要綱

	医政発0324第21号
	平成22年3月24日
一部改正	医政発0329第29号
	平成23年3月29日
一部改正	医政発0405第30号
	平成24年4月5日
一部改正	医政発0515第3号
	平成25年5月15日
一部改正	医政発0324第31号
	平成26年3月24日
一部改正	医政発0619第11号
	平成27年6月19日
一部改正	医政発1201第3号
	平成27年12月1日
一部改正	医政発0401第12号
	平成28年4月1日
一部改正	医政発0403第7号
	平成29年4月3日
一部改正	医政発0330第18号
	平成30年3月30日
一部改正	医政発0329第16号
	平成31年3月29日
一部改正	医政発0622第3号
	令和2年6月22日
一部改正	医政発0517第1号
	令和3年5月17日
一部改正	医政発0521第11号
	令和3年5月21日
一部改正	医政発0325第8号
	令和4年3月25日
一部改正	医政発0328第27号
	令和5年3月28日

看護職員確保対策事業等実施要綱

I	看護職員確保対策事業	1
1	看護職員確保対策特別事業	1
2	中央ナースセンター事業	1
3	看護職員就業相談員派遣面接相談事業	2
4	看護教員教務主任養成講習会事業	2
5	助産師活用推進事業	3
6	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業	3
7	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	4
8	特定行為研修の組織定着化支援事業	5
9	新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業	5
II	外国人看護師候補者就労研修支援事業	6

I 看護職員確保対策事業

1 看護職員確保対策特別事業

(1) 目的

この事業は、創意工夫を凝らした効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が認める者とする。(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く) また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(3) 事業内容

総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業とする。

(4) 補助対象事業の選定

事業の選定は、次のような条件を勘案して選定する。

- ア 実施主体において、総合的な看護職員確保対策を必要とする特別事情があること。
- イ 実施主体において、離職防止を始めとする看護職員確保対策に積極的に取り組んでいること。
- ウ 当該事業が総合的な看護職員確保対策を有効かつ的確に推進することが期待されると見込まれること。

2 中央ナースセンター事業

(1) 目的

看護師等の未就業者の就業促進など、看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護師等の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、告示(看護師等の人材確保の促進に関する法律第20条に規定に基づく中央ナースセンターの指定(平成6年1月26日厚生省・労働省告示第1号))により指定を受けた公益社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

中央ナースセンターは、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第21条に規定する次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 同法に規定する都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動を行うこと。

イ 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

ウ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。

エ 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。

オ ア～エに掲げるもののほか、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(4) 運営方法

中央ナースセンターの運営に当たっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

(1) 目的

この事業は、都道府県ナースセンターが、ハローワークと連携し、就労相談をはじめ、求人医療機関、研修機関等と連絡調整等を行うことにより、多くの求職者を希望する就職先に就職させることを目的とする。

(2) 実施主体

都道府県より都道府県ナースセンター事業の委託のあった関係団体（都道府県が本事業を直接実施する場合は補助の対象とならない。）

(3) 事業内容

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。

4 看護教員教務主任養成講習会事業

(1) 目的

この事業は、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の教務主任となる者に対して、養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させ、養成所における看護教育の充実及び質の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が認める者とする。（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）

(3) 事業内容

令和2年9月24日医政発0924第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施する教務主任養成講習会とする。

5 助産師活用推進事業

(1) 目的

この事業は、助産師就業の偏在把握や助産師出向の検討、助産所と連携して妊産婦の異常に対応する連携医療機関の確保に係る調整・支援、院内助産・助産師外来に関する講演やセミナー、シンポジウム等を行い、都道府県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化及び助産学生等の実習施設確保、助産所と連携する医療機関の確保、院内助産・助産師外来の普及や理解促進等を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(3) 事業内容

ア 関係団体や学識経験者等で構成した協議会（既存の協議会でも可）を設置し、助産師出向に関する以下の検討を行う。

(ア) 助産師就業の偏在等の実態把握等に関すること。

(イ) 助産師出向の検討及び対象施設の選定、調整並びに事業の企画、実施、評価等に関すること。

(ウ) 出向助産師の受入施設における、助産学生等の受入促進、業務マニュアル策定の支援等に関すること。

イ 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

ウ 院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演、セミナー、シンポジウム等を行う。

6 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

(1) 目的

この事業は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）の設置準備や運営を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

ア 導入促進支援事業

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者とする。

ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。

イ 運営事業

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者とする。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条に基づき、国若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。

（3）事業内容

ア 導入促進支援事業

（ア）指定準備支援事業

指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム策定や備品購入を行うものとする。

（イ）就労継続型体制構築支援事業

就労しながら受講を希望する看護師に配慮した研修を実施するため、遠隔教育や受講看護師の所属施設等における実習等に係る調整等を行うものとする。

イ 運営事業

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行うものとする。

7 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

（1）目的

この事業は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）の設置準備や運営に係る施設整備を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ることを目的とする。

（2）実施主体

この事業の実施主体は、以下のア又はイに該当する者とする。

ア 保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者。

ただし、年度内に指定研修機関の指定に係る審査を受ける者に限る。

イ 保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条に基づき、国若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。

（3）事業内容

看護師の特定行為研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等を行うものとする。

8 特定行為研修の組織定着化支援事業

(1) 目的

この事業は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）で、看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する医療機関等に対し、財政的・技術的に支援することにより、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が認める者とする（学校、その他の者にあつては、医療機関を運営する者に限る）。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条に基づき、国若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。

(3) 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業をすべて行うものとする。

ア 医師及び看護師等で構成した特定行為研修推進委員会（既存の委員会でも可）を設置し、特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制の整備を図るため、以下の検討を行う。

- (ア) 特定行為研修修了者の配置・活用の構想に関すること。
- (イ) 組織内共通の手順書の作成・見直しに関すること。
- (ウ) 安全な特定行為の実施等に関すること。
- (エ) その他特定行為の実践に関すること。

イ 卒後3年以上の経験を有する看護師に、eラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会を提供する（eラーニングの導入及び特定行為研修の受講意思に関わらず、看護師が通年で共通科目を学習できる体制の整備）。なお、実施主体又は実施主体の持つ医療機関に所属する看護師のうち、少なくとも卒後3年以上の経験を有する看護師の20%が共通科目の受講を開始すること。

ウ 特定行為研修修了者に対して特定行為の実践に関する技術指導やサポート等を行うため、臨床研修指導医又は同等以上の経験を有する医師や特定行為研修を修了した看護師等のメンターの配置を行う。

エ 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業公募要領」に基づき実施されるワークショップ等に参加すること。

9 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の対応に関連した看護基礎教育における臨地実習の経験

の不足を補うことにより、新人看護職員のリアリティショックの軽減、職場適応を促進し、早期離職防止、臨床で指導をする看護職員の負担軽減を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条に基づき指定された学校若しくは看護師等養成所及び同令第18条に基づき指定された准看護師養成所(以下「看護師等養成所」という。)、医療機関、訪問看護ステーション、及び看護職員が配置されている施設とする。

(3) 事業内容

令和2年度以降に看護師等養成所を卒業し、令和5年度に新規看護職員として就業している者を対象に必要な基礎教育における臨床現場での体験学習を主とする研修を行うものとする。

II 外国人看護師候補者就労研修支援事業

1 目的

この事業は、日インドネシア経済連携協定、日フィリピン経済連携協定及び日ベトナム交換公文に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、日インドネシア経済連携協定、日フィリピン経済連携協定及びベトナム交換公文に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設とする。

3 事業内容

(1) 日本語習得支援事業

外国人看護師候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師を招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。

(2) 就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。